

第 1 号訪問事業重要事項説明書
(令和 7 年 6 月 1 日現在)

1 当会が提供するサービスについての相談窓口
電 話 0 4 7－4 8 2－4 1 0 9 担 当

2 当事業所の概要
(1) 提供できるサービスの種類と地域

事 業 所 名	特定非営利活動法人ユーアイやちよ	(出張所) ユーアイやちよサテライト勝田台
所 在 地	八千代市八千代台西 8－1 6－1	八千代市勝田台 3－1 2－5
介護保険指定番号	千葉県 1 2 7 2 6 0 0 5 3 5 号	
第 1 号訪問事業以外のサービス	居宅介護支援、訪問介護、障害福祉サービス、移動サービス、制度外の居宅介護	訪問介護、制度外の居宅介護
サービスを提供する地域	八千代市、千葉市花見川区、佐倉市西志津、習志野市東習志野	

(2) 事業所の職員体制

職 種	常勤 (人)	非常勤 (人)	資格等
管理者	1	0	
サービス提供責任者	2	1	介護福祉士 3 名
事務員	1	2	
ヘルパー	0	28	介護福祉士 9 名、実務者研修 1 名、ヘルパー1 級 1 名、基礎研修 2 名、初任者研修 1 名、ヘルパー2 級 14 名

(3) 営業日及び営業時間
① 事業所の営業日 月曜日～金曜日
但し、祝日、年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)を除きます。
② 事業所の受付時間 午前 9 時～午後 5 時
但し、電話等による連絡は 24 時間いつでも可能です。
③ サービス提供日 年中無休
④ サービス提供時間帯 午前 8 時から午後 6 時まで
但し、特に必要がある場合には、午前 8 時以前、午後 6 時以降も行います。

3 サービス内容
第 1 号訪問事業 (11)・・・1 週に 1 回程度
第 1 号訪問事業 (12)・・・1 週に 2 回程度
第 1 号訪問事業 (13)・・・1 週に 2 回を超えた場合

4 利用料金

1 週間の 利用回数	1 か月あたり 単位数	自己負担金額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
1	1,176	1,540 円	3,080 円	4,620 円
2	2,349	3,077 円	6,153 円	9,229 円
3	3,727	4,882 円	9,763 円	14,644 円

①料金設定の基本となる回数は、実際のサービス回数ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の回数を基準とします。

②1 回当りのサービス時間は 1 時間を超えることはできません。
③自己負担金額は、第 1 号訪問事業単位数に介護職員処遇改善加算Ⅱ22.4%を掛けた値を加え、その合計に地域区分単価 10.7 を乗じた金額の 1 割、2 割または 3 割となります。
④訪問記録を記入する時間は計画時間に含まれます。
⑤訪問介護員の利用者様宅迄の交通費は無料です。(通常の区域外を除く)
サービス提供にヘルパーの車利用を必要とする買物、薬とり等生活援助の場合には、費用として別途ガソリン代をご負担頂きます。(車 20 円/km、バイク 10 円/km)
⑥利用者様の住まいでサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は利用者様のご負担になります。
⑦料金のお支払い方法
毎月、15 日頃までに前月分の請求をいたしますので、口座振替によりお支払いください。
・ゆうちょ銀行総合口座振替によるお支払い
引落日は毎月 25 日ですので、その前営業日までに入金して下さい。
・その他の銀行口座振替によるお支払い
引落日は請求日の翌月の 5 日ですので、その前営業日までに入金して下さい。
・銀行口座をお持ちでない等、特別の事情がある場合はお申し出ください。利用月の翌月中旬から下旬に現金にてお支払いいただきます。
⑧初回加算
新規に第 1 号訪問事業計画を作成した利用者様に対して、初回に実施した訪問事業と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問事業を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問事業を行う際に同行訪問した場合 当該月について 200 単位の料金が加算されます。なお、訪問事業を暦月(月の初日から末日まで)で 2 ヶ月以上休止した後に再開した場合は初回とみなされます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始
第 1 号訪問事業計画の作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
(2) サービスの終了
①利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の 1 週間前迄に文書又は電話でお申し出ください。
②当会の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。
③自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
・利用者様が介護保険施設に入所した場合
・利用者様の要介護認定区分が非該当(自立)又は要介護となった場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
・利用者様がお亡くなりになった場合
④その他
・当会が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当会が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
・利用者様が、サービス利用料金のお支払いを 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 1 4 日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族などが当会のサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(介護職員等に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ等のハラスメント行為等)を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 運営の方針

- ・（老人福祉法第 2 条）「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」を基本理念として、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行います。
- ・住民参加型の援助団体として、利用者の立場に立っての援助を心掛けると共に、精神的にゆとりをもったケアを行います。
- ・制度外のホームヘルプサービスも行います。
- ・内外の研修会等には積極的に参加してその研鑽に努めます。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中の容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、歯科医、救急隊、親族、居宅支援事業者等へ連絡いたします。緊急時の対応を行っても、不慮の事態におちいった場合、事業者はその責を負いかねます。

主治医	病院名	
	氏 名	
	連絡先	TEL
ご家族	氏 名	
	連絡先	TEL

8 災害発生時の対応

地震、台風、大雪の災害発生により、ヘルパーの安全が維持できない場合には、予定通りのサービスを提供できないことがあります。

9 虐待防止に関する事項

当会は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備すると共に、委員会を定期的に開催し、従業員への研修を実施する等の措置を講じそれらを適切に実施するための担当者を選定しています。

10 衛生管理に関する事項

- 当会は、感染症等が発生し又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- (1) 訪問介護員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
 - (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
 - (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

11 業務継続に向けた取り組みに関する事項

- 当会は感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。
- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
 - (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 サービス内容に関する苦情

- ① 当会利用者様相談・苦情担当窓口
特定非営利活動法人ユーアイやちよ 電 話 0 4 7－4 8 2－4 1 0 9
- ② 当会以外に、市町村や県の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
八千代市 長寿支援課 電 話 0 4 7－4 8 3－1 1 5 1
佐倉市 高齢者福祉課 電 話 0 4 3－4 8 4－6 2 4 3
習志野市 介護保険課 電 話 0 4 7－4 5 3－7 3 4 5
千葉市花見川区 高齢障害支援課介護保険室 電話 0 4 3－2 7 5－6 4 0 1
千葉県国民健康保険団体連合会 電 話 0 4 3－2 5 4－7 4 2 8
八千代市 長寿支援課 電 話 0 4 7－4 8 3－1 1 5 1
千葉県運営適正化委員会 電 話 0 4 3－2 4 6－0 2 9 4

13 その他

- ① 事業所都合で訪問介護員を変更する場合があります。
- ② 事業所都合で訪問時間の変更をお願いする場合があります。

令和 年 月 日

第 1 号訪問事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 八千代市八千代台西 8－1 6－1
名 称 特定非営利活動法人ユーアイやちよ
代表者 代表理事 網干 勝

説明者氏名

私は、本書面により、事業者から第 1 号訪問事業についての重要事項の説明を受けました。

〈利用者〉
住 所

氏 名

〈代理人〉
住 所

氏 名